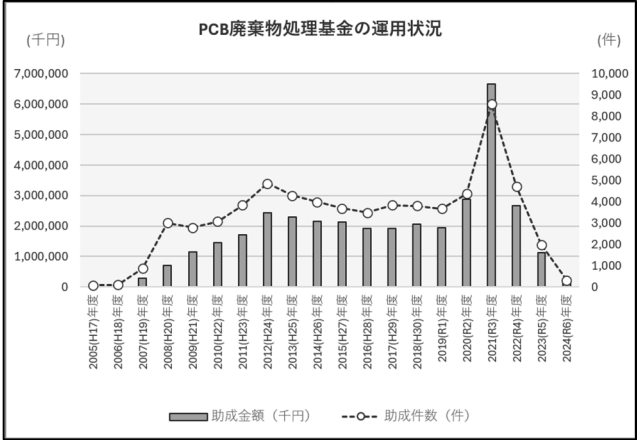


高濃度 PCB 廃棄物の処理の歩み(仮)_論点整理

【 I -概要版】

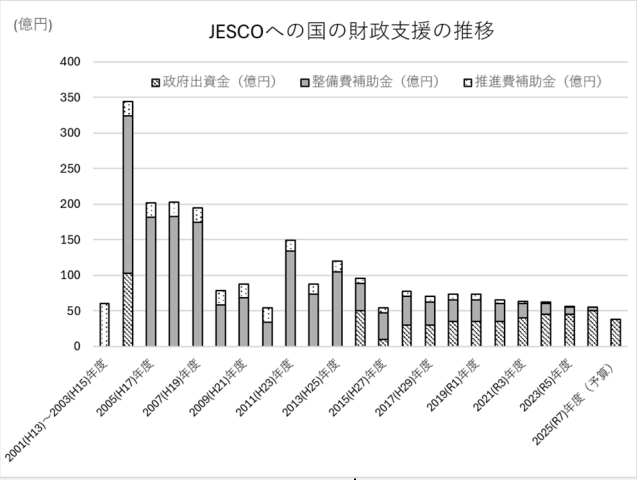
章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
第 1 章 はじめに	PCB 問題の発生背景 1.1 合成化学物質としての PCB の有害性とカネミ油症事件 1.2 民間主導による PCB の処理施設立地に向けた取組 1.3 処理施設が決まらないことによる保管の長期化と PCB 使用機器の紛失	PCB 問題の発生背景 1.1-1 PCB の性質と用途 1.1-2 PCB の有害性 1.1-3 カネミ油症事件の発生と対応 1.2-1 PCB 製造事業者等による処理 1.2-2 処理施設立地に向けた取組と「39 戦 39 敗」 1.3-1 処理施設未整備による長期保管 1.3-2 管理情報の散逸と所在不明・紛失リスク 1.3-3 PCB 特措法制定へつながる政策転換	PCB の有害性、民間主導処理の限界、長期保管・紛失リスク 1.1-1-(1) PCB の化学的性質と物理的特性 1.1-1-(2) 工業材料としての評価と利用拡大 1.1-2-(1) 残留性・蓄積性・毒性 1.1-2-(2) ダイオキシン様 PCB と健康影響 1.1-3-(1) カネミ油症事件の発生経緯 1.1-3-(2) 行政対応・規制の展開と教訓 1.2-1-(1) 製造事業者責任に基づく民間主導処理の構想 1.2-2-(1) 地域調整の困難と処理施設立地の挫折 1.2-2-(2) 「39 戦 39 敗」が示す政策転換の必要性 1.3-1-(1) 処理先不在による長期保管の常態化 1.3-2-(1) 保管場所変更・世代交代による管理情報の散逸 1.3-2-(2) PCB 使用機器の紛失・所在不明化 1.3-3-(1) 国主導の処理体制整備へつながる教訓	論述方針：高濃度 PCB 廃棄物処理の歴史的前提として、 PCB の性質・用途、有害性、カネミ油症事件、民間主導処理の限界、長期保管及び紛失リスクを時系列に沿って整理する。 ①PCB が、耐熱性、不燃性、電気絶縁性等に優れた工業材料として、変圧器・コンデンサー、熱媒体、感圧複写紙等に広く使用された経緯を整理する。 ②一方で、残留性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する物質であることが明らかとなり、ダイオキシン様 PCB を含む健康影響が問題化したことを示す。 ③カネミ油症事件について、発生経緯、健康被害の顕在化、医学的解明、行政対応及び化学物質管理制度への影響を整理する。 ④PCB 製造事業者等による民間主導処理の構想と処理施設立地に向けた取組を整理し、地域住民の不安や信頼確保の困難性により処理施設立地が実現しなかった経緯を示す。 ⑤処理施設が決まらない状態が長期化した結果、保管の常態化、容器・機器の劣化、管理情報の散逸、担当者交代・事業所再編による記憶の風化、PCB 使用機器の紛失・所在不明化が生じたことを整理する。 ⑥これらの経験を踏まえ、PCB 廃棄物処理が個々の事業者の自主的努力だけでは解決し得ず、国主導の制度的枠組みと公的処理体制の整備へつながったことを、第 2 章への導入として位置付ける。 【図表候補】PCB の主な用途と有害性を示す概念図、又はカネミ油症事件から PCB 特措法制定に至る経緯を示す年表型図を 1 点配置する。 【配置方針】 既存記述の末尾に小さく配置し、本文の論点を補足する代表図に限定する。セル幅内に収め、ページ跨ぎを避けるため、図表は横長 1 点又は小型年表形式とする。	PCB の性質・有害性、カネミ油症事件、民間主導処理、長期保管・紛失に関する 基礎資料 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト PCB とは？なぜ処分が必要か？」 ・環境省 PRTR インフォメーション広場「PRTR 対象物質の概要（ファクトシート）ポリ塩化ビフェニル」 ・一般社団法人日本環境測定分析協会「PCB の性質」及び「PCB の用途」 ・東京都環境局「PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは」 ・国際がん研究機関（IARC）「IARC Monographs Volume 107: Polychlorinated Biphenyls and Polybrominated Biphenyls」 ・厚生労働省「カネミ油症事件について」 ・厚生労働省「油症診断基準」 ・厚生労働科学研究・油症研究班「カネミ油症の手引き」 ・環境省「化学物質審査規制法ホームページ」 ・経済産業省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」 ・環境省「PCB 廃棄物処理対策の経緯について」 ・環境省「PCB 廃棄物処理に関する経緯と現状」 ・経済産業省「PCB 廃棄物の処理（PCB 特措法）について」 ・環境省「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」 ・環境省「掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物等の発見事例」

章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
第2章 PCB 特措法の成立から処理体制の整備	国主導処理体制の制度化 2.1 PCB 特措法の成立、ストックホルム条約への批准 2.2 JESCO の設立と全国5か所の処理体制の構築 2.3 PCB 基金制度による補助制度の構築	国主導処理体制の制度化 2.1-1 化審法制定と PCB 問題の制度的前史 2.1-2 長期未処理状態の顕在化と立法措置の必要性 2.1-3 PCB 特措法の成立と制度的特徴 2.1-4 国際的規制動向とストックホルム条約 2.2-1 北九州市への拠点的広域処理施設の立地要請 2.2-2 全国5か所体制への展開と処理拠点の立地 2.2-3 事業エリア区分と役割分担による全国処理体制の運用 2.3-1 PCB 廃棄物処理基金の構築 2.3-2 PCB 基金制度の運用実績と処理促進効果	PCB 特措法、ストックホルム条約、JESCO、全国5か所体制、PCB 基金 2.1-1-(1) 化審法制定と PCB 問題の制度的前史 2.1-2-(1) 長期未処理状態と立法措置の必要性 2.1-3-(1) PCB 特措法による処理責務・期限管理の制度化 2.1-4-(1) ストックホルム条約への対応と国際的義務 2.2-1-(1) 北九州市モデルと地域理解形成 2.2-2-(1) 豊田・東京・大阪・北海道(室蘭)への全国展開 2.2-3-(1) 事業エリア区分と処理対象物別の役割分担 2.2-3-(2) 事業所間連携を含む全国処理体制の運用 2.3-1-(1) 中小企業者等への処理費用軽減制度 2.3-1-(2) 国・都道府県・産業界による基金財源構成 2.3-2-(1) 助成実績の推移と処理促進効果 2.3-2-(2) 法的義務・処理体制・経済支援の一体化	論述方針：民間主導処理の限界と長期未処理状態を踏まえ、PCB 特措法、ストックホルム条約、JESCO、全国5か所体制及び PCB 基金制度を一体の国主導処理体制として整理する。 ①カネミ油症事件後の化審法制定や PCB の製造・使用中止を制度的前史として位置付け、なお処理体制が整わず長期未処理状態が残された経緯を整理する。 ②長期保管、所在不明化、紛失リスクの顕在化を踏まえ、従来の廃棄物処理法の枠組みを補完し、PCB 廃棄物の確実かつ計画的な処理を担保する特別法が必要となったことを示す。 ③PCB 特措法により、保管事業者・所有事業者の責務、国による基本計画の策定、処理期限、届出、改善命令等が制度化され、使用中機器を含めて処理完了までを管理する枠組みが整備されたことを整理する。 ④ストックホルム条約への対応を通じて、国内の PCB 処理が国際的な POPs 対策及び環境上適正な管理の履行として位置付けられたことを示す。 ⑤JESCO の設立、北九州市を先行事例とする全国5か所体制、事業エリア区分、処理対象物別の役割分担により、公的関与型の広域処理体制が具体化した経緯を整理する。 ⑥PCB 廃棄物処理基金による中小企業者等への処理費用軽減、振興事業助成、国・都道府県・産業界の財源拠出を整理し、法的義務、処理施設、経済的支援が一体となって処理実行の基盤を形成したことを示す。	PCB 特措法、ストックホルム条約、JESCO 全国5か所体制、PCB 基金制度に関する基礎資料 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法令」 ・e-Gov 法令検索「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」 ・外務省「ストックホルム条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）」 ・国連環境計画（UNEP）「Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs)」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理」 ・環境省「PCB 廃棄物処理に関する経緯と現状」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「処理事業の概要」 ・環境省「JESCO による PCB 処理事業の概要」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北九州 PCB 処理事業所」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「豊田 PCB 処理事業所」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「東京 PCB 処理事業所」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「大阪 PCB 処理事業所」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北海道 PCB 処理事業所」 ・独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）「PCB 廃棄物処理助成業務」 ・独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の状況」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト PCB 廃棄物処理等に係る支援制度」
		 【 PCB 廃棄物処理基金の運用状況】	 【JESCO 全国5か所処理体制の概要】		
第3章 処理期限の延長、処理の加速化	期限管理と処理促進 3.1 処理期限の延長 3.2 2014 年（平成 26 年）PCB 廃棄物処理基本計画の変更 3.3 PCB 特措法改正 3.4 処理促進の取組	期限管理と処理促進 3.1-1 当初の処理期限設定と期限内完了困難性 3.1-2 処理期限延長の制度的判断と意義 3.2-1 事業エリアごとの計画的処理完了期限の設定 3.2-2 事業終了準備期間の制度化 3.2-3 安定器等へのプラズマ溶融	計画的処理完了期限、事業終了準備期間、プラズマ溶融分解、事業所間連携、行政代執行、掘り起こし調査 3.1-1-(1) 処理施設整備・処理能力・処理申込みの制約 3.1-1-(2) 未処理残存量の顕在化と期限内完了困難性 3.1-2-(1) 処理期限延長による工程管理の再構築 3.1-2-(2) 「完了確保中心」への政策転換	論述方針：当初期限内での処理完了が困難となった背景を踏まえ、処理期限の延長、2014 年基本計画変更、2016 年 PCB 特措法改正及び掘り起こし調査等を、期限内処理を実効化する処理加速化策として整理する。 ①当初の処理期限設定後、処理施設整備の遅れ、処理能力の制約、処理委託の進捗不足等により、期限内完了が困難となった経緯を整理する。	処理期限延長、基本計画変更、法改正、処理促進に関する基礎資料 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（2014 年変更）」 ・環境省「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」配付資料（処理期限延長、基本計画変更、計画的処理完了期限及び事業終了準備期間関係） ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法令」

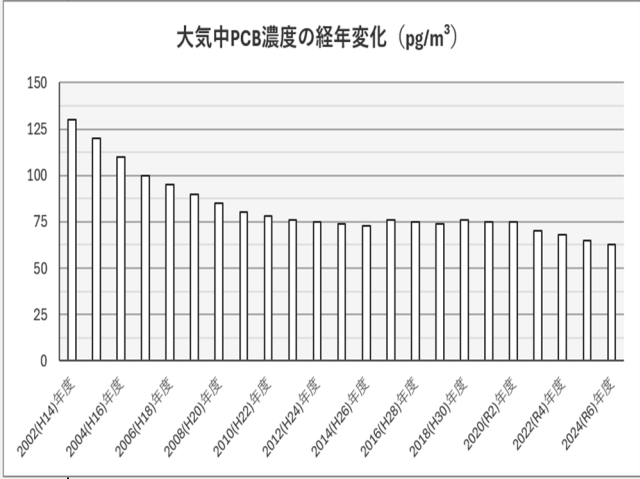
章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
		分解の導入 3.2-4 5 事業所間の広域連携による処理促進 3.3-1 行政代執行の規定 3.3-2 処分期間内の処分義務付け 3.3-3 処理期限の変更及び保管場所変更の制限 3.3-4 届出様式の変更及び記載欄の追加 3.4-1 掘り起こし調査、発見事例集 3.4-2 関係省庁連絡会議、早期処理連絡会、地域ブロック協議会	3.2-1-(1) 事業エリアごとの期限再設定 3.2-2-(1) 事業終了準備期間の趣旨と制度的意義 3.2-3-(1) 安定器等処理のボトルネックとプラズマ溶融分解 3.2-4-(1) 処理負荷の偏在と 5 事業所間の相互補完 3.3-1-(1) 改善命令と行政代執行による最終的な処理確保 3.3-2-(1) 計画的処理完了期限の 1 年前までの処分義務 3.3-3-(1) 保管場所変更制限による所在把握とトレーサビリティ確保 3.3-4-(1) 処分予定年月・処理業者との調整状況等の届出強化 3.4-1-(1) 未把握物件の顕在化と発見事例の共有 3.4-2-(1) 関係機関の連携による期限内処理の実行基盤	②処理期限延長を単なる先送りではなく、未処理残存量、処理能力、収集運搬上の制約等を踏まえた工程管理の再構築として位置付ける。 ③2014 年（平成 26 年）の PCB 廃棄物処理基本計画変更により、事業エリアごとの計画的処理完了期限と事業終了準備期間が設定され、処理期限から逆算した進捗管理が制度化されたことを示す。 ④安定器等の処理促進に向けたプラズマ溶融分解の導入、北九州事業所及びJESCO北海道事業所への処理機能集約、5 事業所間の広域連携により、処理能力を最大限活用する体制が整えられたことを整理する。 ⑤2016 年（平成 28 年）の PCB 特措法改正により、処分期間内の処分義務、行政代執行、保管場所変更制限、届出様式の見直し等が導入され、期限内処理を法執行面から担保する仕組みが強化されたことを示す。 ⑥掘り起こし調査、発見事例集、関係省庁連絡会議、早期処理連絡会、地域ブロック協議会等を通じ、未把握物件を発見し処理へ接続する実務的取組が展開されたことを整理する。 【図表候補】計画的処理完了期限と事業終了準備期間を示す工程表、又は 2014 年基本計画変更・2016 年法改正・掘り起こし調査を時系列で示す小型年表を 1 点配置する。 【配置方針】 時系列の理解を助ける横長の簡略図とし、複数グラフの貼付は避ける。欄内に収まるよう、期間・制度改正・処理促進策のみを要約表示する。	・e-Gov 法令検索「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」 ・e-Gov 法令検索「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」 ・環境省「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」 ・環境省「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」 ・環境省「掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物等の発見事例」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北九州 PCB 処理事業所」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北海道 PCB 処理事業所」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「プラズマ溶融分解工程」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 処理事業の進捗状況」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業基本計画の概要」
第 4 章 JESCO 事業による確実な処理	最終段階の処理継続と処理空白の回避 4.1 事業終了準備期間を活用した処理継続要請 4.2 JESCO 北海道事業所への事業エリア拡大要請	最終段階の処理継続 4.1-1 事業終了準備期間の位置付け 4.1-2 処理継続要請の目的 4.1-3 期限直前・期限後に判明する新規発見物件等への対応 4.2-1 北九州・大阪・豊田事業エリア終了後の新規発見物件対応と処理先確保 4.2-2 JESCO 北海道事業所を中核とする理由 4.2-3 事業エリア拡大要請の内容と条件整理	事業終了準備期間、新規発見物件、未届出物件、JESCO 北海道事業所への受入拡大 4.1-1-(1) 計画的処理完了期限後の最終的な対応期間 4.1-1-(2) 残存物・処理不能事案・行政代執行案件への対応余地 4.1-2-(1) 処理空白を生じさせないための処理継続要請 4.1-3-(1) 解体工事・設備更新・掘り起こし調査等に伴う新規発見物件 4.1-3-(2) 国・自治体・JESCO による受入調整 4.2-1-(1) 北九州・大阪・豊田事業エリア終了後の処理課題	論述方針： 計画的処理完了期限後も処理空白を生じさせないため、 事業終了準備期間を活用した処理継続要請と、JESCO 北海道事業所への事業エリア拡大要請を最終段階の処理確保策として整理する。 ①計画的処理完了期限後に位置付けられる事業終了準備期間を、単なる事務的整理期間ではなく、残存物、新規発見物件、未届出物件、行政代執行案件等を処理へ接続し、処理空白を回避する最終的な対応期間として整理する。 ②処理継続要請について、期限直前又は期限後に判明する高濃度 PCB 廃棄物に対し、処理先が失われる事態を避け、	事業終了準備期間、処理継続要請、JESCO 北海道事業所への事業エリア拡大に関する基礎資料 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和 6 年 8 月 30 日改訂版）」 ・環境省「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」配付資料（事業終了準備期間、処理継続要請、事業エリア拡大要請関係） ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「令和 6 年度における各 PCB 処理事業の進捗状況について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「ポリ塩化ビ

章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
		4.2-4 処理空白を回避する政策的意義	4.2-2-(1) 処理事業終了時期が遅い JESCO 北海道事業所の全国最終拠点性 4.2-3-(1) 北海道及び室蘭市への事業エリア拡大要請 4.2-3-(2) 既存計画への影響、安全確保、集中搬入期間等の条件整理 4.2-4-(1) 新規発見物件への即応体制と行政による最終責任の履行	国、自治体、JESCO が連携して受入調整を行うための措置として位置付ける。 計画的処理完了期限後も、処理空白を生じさせないための最終フロー 期限到来 計画的処理完了期限 最終調整 事業終了準備期間 残存把握 新規発見・未届出 受入調整 国・自治体・JESCO 処理継続 JESCO で確実に処理 要点:事業終了準備期間を活用し、期限後に判明した案件も処理へ接続する。 【事業終了準備期間を活用した処理継続の流れ】 ③解体工事、設備更新、掘り起こし調査等に伴い新たに判明する高濃度 PCB 廃棄物について、届出、保管管理、受入調整、処理委託へ確実につなげる必要性を示す。 ④北九州・大阪・豊田の各事業エリアが処理事業終了段階に入った後、当該エリアで新たに発見される高濃度 PCB 廃棄物の処理先を確保する必要が生じたことを整理する。 ⑤JESCO 北海道事業所を全国最終拠点として位置付け、事業エリア拡大要請に当たり、既存処理計画への影響、安全確保、広域輸送、集中搬入期間、北海道及び室蘭市との調整等を条件として整理する。 ⑥これらの対応を、計画的処理完了期限の到来後も新規発見物件を確実に処理へつなげ、行政による最終責任を履行するための政策的措置として位置付ける。	フェニル廃棄物処理事業基本計画」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北海道 PCB 処理事業所」 ・北海道「PCB 廃棄物処理に関する情報」 ・室蘭市「北海道 PCB 廃棄物処理事業」関係資料 ・室蘭市「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」資料 ・環境省「北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度 PCB 廃棄物の受入れの要請に関する室蘭市長との意見交換会について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北九州、大阪、豊田事業対象地域の PCB 廃棄物の登録再開について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度 PCB 廃棄物の登録の締切について」 ・環境省「高濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況」
第 5 章 JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理	JESCO 事業の実績と成果 5.1 処理技術の開発と実際の処理への適用 5.2 処理実績と処理事業の成果 5.3 処理施設の解体撤去	JESCO 事業の実績と成果 5.1-1 処理技術選定の基本思想 5.1-2 対象物別の技術体系（変圧器・コンデンサー等／安定器等・汚染物等） 5.1-3 全国 5 拠点の整備と処理能力の位置付け 5.2-1 変圧器・コンデンサー等及び安定器等・汚染物等の処理量、PCB 分解量	処理技術、全国 5 拠点、処理量、環境モニタリング、費用、施設解体撤去 5.1-1-(1) 安全・確実・透明性を重視した処理技術選定 5.1-1-(2) 閉鎖系処理、多重防護、情報公開を組み込んだ設計思想 5.1-2-(1) 脱塩素化分解の適用と特徴 5.1-2-(2) 水熱酸化分解の適用と特徴 5.1-2-(3) プラズマ溶融分解の適用と特徴 5.1-3-(1) 北九州・豊田・東京・大阪・北海道（室	論述方針:JESCO による高濃度 PCB 廃棄物処理について、処理技術、全国 5 拠点体制、処理実績、環境モニタリング、費用負担及び処理施設の解体撤去を一体的に整理し、事業の実績と成果を評価する。 ①処理技術選定において、安全・確実・透明性を基本思想とし、閉鎖系管理、多重防護、作業者ばく露防止、情報公開を組み込んだ処理体系が構築されたことを整理する。 ②変圧器・コンデンサー等には脱塩素化分解や水熱酸化分	JESCO 処理技術、処理実績、環境モニタリング、費用、一般環境モニタリング、解体撤去に関する基礎資料 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「処理技術について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「処理事業の概要」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業基本計画の概要」

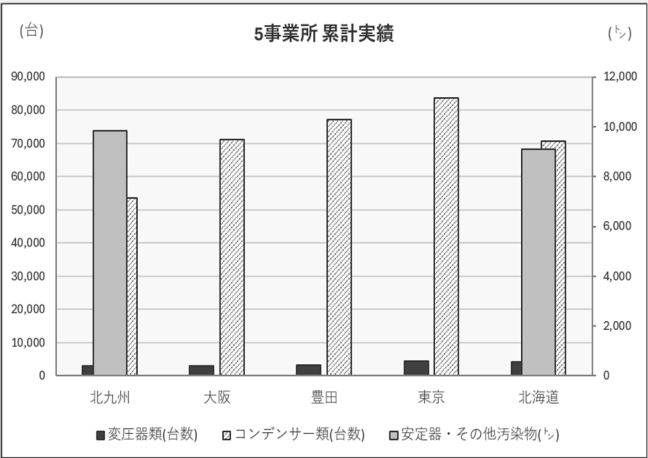
章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等																								
		5.2-2 処理事業に係る環境モニタリング結果 5.2-3 コスト（処理事業に要した費用） 5.2-4 一般環境中の PCB 濃度モニタリング結果 5.3-1 処理施設の解体撤去の位置付けと意義 5.3-2 解体撤去に向けた制度的整理と基本的な考え方 5.3-3 事業所ごとの処理終了と解体撤去に向けた進捗状況	蘭）の全国 5 拠点体制 5.1-3-(2) 事業所別処理方式と処理能力 5.2-1-(1) 事業所別・累計処理実績の整理 5.2-1-(2) 変圧器類、コンデンサー類、安定器等・汚染物等の処理量 5.2-2-(1) 排ガス・排水・作業環境・周辺環境のモニタリング 5.2-2-(2) 情報公開と第三者監視の仕組み 5.2-3-(1) 処理費用、国の財政支援、事業所別コスト特性 5.2-4-(1) 全国モニタリングによる一般環境中 PCB 濃度の把握 5.3-1-(1) 処理施設の解体撤去を事業完結の最終工程として位置付け 5.3-2-(1) 残留 PCB 確認、洗浄・除染、環境モニタリング 5.3-3-(1) 北九州・豊田・大阪・東京・北海道（室蘭）各事業所の解体撤去進捗	解、安定器等・汚染物等にはプラズマ熔融分解等を適用し、対象物の性状に応じて処理方式を使い分けたことを示す。 <table><tr><th>区分</th><th>主な対象</th><th>主な処理方式(例)</th><th>方式の特徴（要旨）</th></tr><tr><td>変圧器・コンデンサー等</td><td>絶縁油を含む機器類（変圧器、コンデンサー等）</td><td>脱塩素化分解、水熱酸化分解等</td><td>閉鎖系の化学処理により PCB を分解・無害化。反応条件が比較的穏やか、排水発生の抑制等の特性を活用。</td></tr><tr><td>安定器等・汚染物等</td><td>安定器等、汚染物、容器入り混合物等</td><td>プラズマ熔融分解等</td><td>ドラム缶等の容器ごと高温下で熔融分解し、有機物を分解・脱塩素化。大量・混合物の一括処理に適合。</td></tr></table> 【主な対象物の処理方式の整理】 ③北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭）の全国 5 拠点における処理方式、処理能力及び役割分担を整理し、処理対象物別・地域別の処理体制がどのように機能したかを説明する。 ④変圧器類、コンデンサー類、安定器等・汚染物等の事業所別・累計処理実績を整理し、JESCO 事業が高濃度 PCB 廃棄物の処理進展に果たした成果を示す。 ⑤排ガス・排水・作業環境・周辺環境のモニタリング、情報公開、第三者監視、国の財政支援、事業所別コスト特性を整理し、安全性、透明性及び政策的費用負担の観点から事業を評価する。 ⑥処理施設の解体撤去について、残留 PCB 確認、洗浄・除染、環境モニタリング、発生廃棄物の適正処理を含む事業完結の最終工程として位置付ける。 <table><tr><th>事業所</th><th>変圧器類（累計処理台数）</th><th>コンデンサー類（累計処理台数）</th><th>安定器等・汚染物等（累計処理量（t））</th></tr><tr><td>北九州</td><td>2,988</td><td>53,605</td><td>9,848</td></tr><tr><td>大阪</td><td>2,936</td><td>71,147</td><td>—</td></tr></table>	区分	主な対象	主な処理方式(例)	方式の特徴（要旨）	変圧器・コンデンサー等	絶縁油を含む機器類（変圧器、コンデンサー等）	脱塩素化分解、水熱酸化分解等	閉鎖系の化学処理により PCB を分解・無害化。反応条件が比較的穏やか、排水発生の抑制等の特性を活用。	安定器等・汚染物等	安定器等、汚染物、容器入り混合物等	プラズマ熔融分解等	ドラム缶等の容器ごと高温下で熔融分解し、有機物を分解・脱塩素化。大量・混合物の一括処理に適合。	事業所	変圧器類（累計処理台数）	コンデンサー類（累計処理台数）	安定器等・汚染物等（累計処理量（t））	北九州	2,988	53,605	9,848	大阪	2,936	71,147	—	・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」 ・環境省「各 PCB 処理事業の進捗状況について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「処理実績」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「令和 6 年度における各 PCB 処理事業の進捗状況について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「令和 6 年度 各 PCB 処理事業の取組状況」 ・北九州市「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果」 ・豊田市「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」資料 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「豊田 PCB 廃棄物処理事業だより」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「東京 PCB 処理事業所 環境モニタリング調査結果」 ・大阪市「大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」資料 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「大阪 PCB 廃棄物処理事業だより」 ・室蘭市「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」資料 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「事業計画・決算等」 ・会計検査院「平成 30 年度決算検査報告」及び「令和 4 年度決算検査報告」 ・環境省「重点施策・予算情報」 ・環境省「化学物質と環境」 ・環境省「ダイオキシン類に係る環境調査結果」 ・環境省「JESCO の PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の実施状況」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）各 PCB 処理事業所の解体撤去関連資料
区分	主な対象	主な処理方式(例)	方式の特徴（要旨）																										
変圧器・コンデンサー等	絶縁油を含む機器類（変圧器、コンデンサー等）	脱塩素化分解、水熱酸化分解等	閉鎖系の化学処理により PCB を分解・無害化。反応条件が比較的穏やか、排水発生の抑制等の特性を活用。																										
安定器等・汚染物等	安定器等、汚染物、容器入り混合物等	プラズマ熔融分解等	ドラム缶等の容器ごと高温下で熔融分解し、有機物を分解・脱塩素化。大量・混合物の一括処理に適合。																										
事業所	変圧器類（累計処理台数）	コンデンサー類（累計処理台数）	安定器等・汚染物等（累計処理量（t））																										
北九州	2,988	53,605	9,848																										
大阪	2,936	71,147	—																										



【 JESCO への国の財政支援の推移】



【大気中 PCB 濃度の経年変化】



【5 事業所別・累計処理実績】

章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等																
				<table><tr><td>豊田</td><td>3,228</td><td>77,136</td><td>—</td></tr><tr><td>東京</td><td>4,432</td><td>83,588</td><td>—</td></tr><tr><td>北海道</td><td>4,262</td><td>70,622</td><td>9,112</td></tr><tr><td>5事業 所合 計</td><td>17,846</td><td>356,098</td><td>18,960</td></tr></table>	豊田	3,228	77,136	—	東京	4,432	83,588	—	北海道	4,262	70,622	9,112	5事業 所合 計	17,846	356,098	18,960	
豊田	3,228	77,136	—																		
東京	4,432	83,588	—																		
北海道	4,262	70,622	9,112																		
5事業 所合 計	17,846	356,098	18,960																		
第6章 低濃度PCB への対応	低濃度PCB対策 6.1 低濃度PCB問題の発覚と原因究明 6.2 無害化処理認定等による処理体制の構築 6.3 PCB含有塗膜の処理（10万ppmまでの処理） 6.4 処理の促進	低濃度PCB対策 6.1-1 低濃度PCB問題の発覚と背景 6.1-2 低濃度PCB混入を巡る問題意識 6.1-3 原因究明の必要性和専門的検討の場の設置 6.1-4 原因究明に関する委員会・ワーキンググループの設置 6.1-5 原因究明WGの成果と政策的意義 6.2-1 無害化処理認定制度の導入と処理体制の構築 6.2-2 高濃度PCB処理体系との役割分担 6.3-1 PCB含有塗膜の特性と処理上の課題 6.3-2 10万ppm以下の濃度区分と工程管理 6.4-1 低濃度PCB廃棄物の判定支援 6.4-2 使用中機器の非PCB・高効率機器への更新促進 6.4-3 PCB廃棄物処理基金等による費用支援	微量PCB混入、原因究明WG、無害化処理認定、PCB含有塗膜、判定支援、更新促進、基金支援 6.1-1-(1) 非PCB機器からの微量・低濃度PCB検出 6.1-1-(2) 柱上変圧器等での検出が持つ制度的意味 6.1-2-(1) 意図しない混入の可能性と構造的課題 6.1-3-(1) 科学的・技術的原因究明の必要性 6.1-4-(1) 低濃度PCB汚染物対策検討委員会 6.1-4-(2) 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会 6.1-5-(1) 低濃度PCB問題を包括的管理へ展開した意義 6.2-1-(1) 濃度・性状・リスクに応じた処理体系の必要性 6.2-1-(2) 無害化処理認定制度による民間主体の処理体制 6.2-2-(1) 高濃度PCBはJESCO、低濃度PCBは認定施設による役割分担 6.3-1-(1) 橋梁・鉄塔・タンク等のPCB含有塗膜 6.3-1-(2) 剥離・除去時の粉じん、剥離片、ばく露・飛散リスク 6.3-2-(1) 10万ppm以下の処理区分 6.3-2-(2) 剥離、保管、運搬、処理を通じた工程管理 6.4-1-(1) 判定フロー、サンプリング、分析方法による判定支援 6.4-2-(1) 使用中低濃度PCB含有機器の計画的更新 6.4-3-(1) 処理費用・分析費用に対する基金支援と処理促進効果	論述方針：低濃度PCB問題について、発覚の経緯、原因究明、無害化処理認定制度による処理体制、PCB含有塗膜への対応及び処理促進策を、濃度・性状・リスクに応じた処理体系として整理する。 ①低濃度PCB問題が、本来PCBを使用していないとされていた柱上変圧器等の電気機器から、微量又は低濃度のPCBが検出されたことを契機に顕在化した経緯を整理する。 ②低濃度PCBは、特定の製造事業者や製造年代に限定されず、外観や銘板のみでは判別が難しいため、意図しない混入の可能性と構造的課題を科学的・技術的に整理する必要があることを示す。 ③低濃度PCB汚染物対策検討委員会、微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会及び原因究明WG等により、混入原因、判定方法、処理方策の前提となる知見が整理されたことを説明する。 ④低濃度PCB廃棄物については、高濃度PCBとは異なる濃度・性状・リスクに応じた処理体系が必要であり、無害化処理認定制度を活用した民間主体の分散型処理体制が構築されたことを整理する。 ⑤PCB含有塗膜について、橋梁、鉄塔、タンク等に塗布された塗膜の特性、剥離・除去時の粉じんや剥離片によるばく露・飛散リスク、10万ppm以下の濃度区分、剥離・保管・運搬・処理を通じた工程管理の必要性を示す。 ⑥判定支援、サンプリング・分析方法の整理、使用中機器の非PCB・高効率機器への更新促進、基金等による処理費用・分析費用支援を組み合わせ、低濃度PCB廃棄物の処理を現場で促進した意義を整理する。	低濃度PCB問題、原因究明、無害化処理認定、PCB含有塗膜及び処理促進に関する基礎資料 ・環境省・経済産業省「変圧器（トランス）などの重電機器からの微量のPCB検出について」 ・低濃度PCB汚染物対策検討委員会 原因究明WG「低濃度PCB汚染物に関する原因究明報告書」 ・一般社団法人日本電機工業会（JEMA）「変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果について」 ・環境省「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」資料 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する各種ガイドライン等」 ・環境省「低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト」 ・環境省「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン」 ・環境省「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」 ・環境省「低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設」 ・環境省「PCB含有塗膜の処理に関する制度・ガイドライン」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領」 ・環境省「PCB含有塗膜に関する調査及び処理の進捗状況」 ・環境省・経済産業省「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法に関する手引き」 ・環境省「低濃度PCB廃棄物の判定方法、分析方法、簡易測定法に関する資料」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト PCB廃棄物処理等に係る支援制度」 ・独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）「PCB廃棄物処理助成業務」 ・公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「低濃度PCB廃棄物処理支援事業」 ・経済産業省「低濃度PCB含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会」資料																

章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
第7章 PCBの全 廃に向けて (民間での 処理の実 現)	アフターJESCO対応 7.1 無害化処理認定事業者に おける高濃度 PCB 廃棄物の処 理に向けた技術実証	アフターJESCO対応 7.1-1 技術実証が必要となった背 景 7.1-2 技術実証の目的 7.1-3 民間主体による高濃度 PCB 廃棄物処理体制の構築に当たって の留意点 7.1-4 技術実証の位置付け 7.1-5 技術実証から制度改正への 接続	民間主体処理、技術実証、告示改正、ガイドライン 改訂、処理空白の回避 7.1-1-(1) いわゆるアフターJESCO 局面の到来 7.1-1-(2) 新規発見物件・混入判明物件への処理 空白回避 7.1-2-(1) 安全性・確実性・実装可能性の確認 7.1-2-(2) 前処理、受入条件、作業環境管理、排ガ ス・排水管理の検証 7.1-3-(1) 民間処理施設における総合的な安全管 理体制 7.1-3-(2) 公的関与、情報公開、責任分担の明確 化 7.1-4-(1) JESCO 事業で蓄積された知見の民間 施設への展開 7.1-4-(2) 科学的合理性、行政的妥当性、社会的 受容性の接続 7.1-5-(1) 無害化処理認定に係る告示改正への反 映 7.1-5-(2) 高濃度 PCB 廃棄物処理に関する技術 ガイドライン改訂 7.1-5-(3) 認定申請・審査・受入体制の具体化	論述方針:JESCO 事業終了後に新たに確認され得る高濃度 PCB 廃棄物について、処理空白を回避するための民間主体 処理体制、技術実証、告示改正及び技術ガイドライン改訂 を、PCB 全廃に向けた最終段階の対応として整理する。特 に、制度改正の前提となる安全性・確実性・実装可能性の 確認を重視する。 ①JESCO 事業終了後も、解体工事、設備更新、保管物の再 確認等により、高濃度 PCB 廃棄物が少量・散発的に新た に発見される可能性が残ることを整理する。 ②いわゆるアフターJESCO 局面において、これらの新規発 見物件や混入判明物件を確実に処理へ接続し、処理空白を 生じさせない体制整備の必要性を示す。 ③無害化処理認定事業者による高濃度 PCB 廃棄物処理に 向け、前処理、分別、抜油、洗浄、受入条件、安全管理、 作業環境管理、排ガス・排水管理等を技術実証により確認 する意義を整理する。 ④民間処理施設を活用する場合であっても、JESCO 事業で 培われた安全性、確実性、透明性、情報公開、地域とのリ スクコミュニケーション及び公的関与の考え方を継承す る必要があることを示す。 ⑤技術実証の成果を、無害化処理認定制度に係る告示改 正、高濃度 PCB 廃棄物処理に関する技術ガイドライン改 訂、認定申請・審査基準の具体化へ接続する流れとして整 理する。 ⑥第7章は、国主導の JESCO 集約処理から、民間処理施 設を活用した補完的・継続的な処理体制への移行を示し、 PCB 全廃に向けた最終段階の制度的・技術的対応を総括す る。	アフターJESCO 対応、技術実証、無害化処理認定、告示改 正及び技術ガイドライン改訂に関する基礎資料 ・環境省「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」 第 39 回配付資料 ・環境省「高濃度 PCB 廃棄物を使用した技術実証結果 (JESCO)」 ・環境省「無害化処理認定に係る告示の改正方針」 ・環境省「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」 ・環境省「JESCO 事業後に高濃度 PCB 廃棄物等が発見さ れた場合等の対応」 ・環境省「高濃度 PCB 廃棄物の無害化処理に関わる技術 ガイドラインの改訂方針」 ・環境省「今後の PCB 廃棄物等の適正な管理及び処理に ついて」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進 に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会 社法の一部を改正する法律案の閣議決定について」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)「事業終了後 に発見される PCB 廃棄物処理スキームの検討のための技 術検討状況」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)「PCB 廃 棄物処理事業」 ・環境省「低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト」 ・環境省「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライ ン」
第8章 おわりに	全体総括 —	全体総括 8-1 高濃度 PCB 廃棄物処理の歩 みの総括 8-2 制度・技術・財政・地域合意 を組み合わせた処理完遂の評価 8-3 今後の有害化学物質管理への 教訓	制度、技術、財政、地域合意、検討委員会、処理完 遂、将来への教訓 8-1-(1) 健康被害・環境汚染の教訓を原点とする 国家的取組 8-1-(2) 民間主導処理の挫折と国主導処理体制へ の転換 8-1-(3) PCB 特措法、JESCO 事業、処理基本計 画の意義 8-1-(4) 地域理解、監視会議、情報公開による信	論述方針:第1章から第7章までの整理を踏まえ、高濃度 PCB 廃棄物処理の歩みを、制度、技術、財政、地域合意、 検討委員会による制度運用・処理推進の支え、処理完遂及 び将来への教訓の観点から総括する。 ①高濃度 PCB 廃棄物処理を、カネミ油症事件等により顕 在化した健康被害・環境汚染の教訓を原点とする国家的取 組として位置付ける。 ②民間主導処理の挫折、長期保管、所在不明化リスクを踏	全体総括、制度・技術・財政・地域合意、処理完遂及び将 来への教訓に関する基礎資料 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイ ト」 ・環境省「PCB 廃棄物処理対策の経緯について」 ・環境省「PCB 廃棄物処理に関する経緯と現状」 ・e-Gov 法令検索「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処 理の推進に関する特別措置法」

章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
			頼形成 8-2-(1) 処理期限延長と処理加速化を通じた工程管理の再設計 8-2-(2) 処理技術、安全管理、環境モニタリング、財政支援の一体的運用 8-2-(3) PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会による制度運用・処理推進の支え 8-2-(4) 処理施設の解体撤去を含む事業完結の重要性 8-2-(5) アフターJESCO における新規発見物件への対応 8-3-(1) 低濃度 PCB 対策への知見継承 8-3-(2) 製造・使用・保管・廃棄に至るトレーサビリティの確保 8-3-(3) 将来の有害化学物質管理及び長期未処理廃棄物対策への示唆 8-3-(4) 本報告書の結びと次代への継承	まえ、PCB 特措法、処理基本計画及び JESCO 事業により、国主導の処理体制へ転換した意義を整理する。 ③全国 5 か所体制、地域との信頼形成、監視会議、環境モニタリング、情報公開を通じ、処理施設の安全性と社会的受容を両立させてきたことを評価する。 ④処理期限の延長、処理加速化、行政代執行、掘り起こし調査、事業終了準備期間及び JESCO 北海道事業所への事業エリア拡大を、検討委員会での議論を踏まえた処理完遂のための工程管理と最終対応として整理する。 ⑤JESCO 事業の処理技術、処理実績、財政支援、環境管理及び処理施設の解体撤去を、長期未処理リスクを実務上解消してきた成果として総括する。 ⑥高濃度 PCB 処理の経験を、低濃度 PCB 対策、アフター JESCO 対応、トレーサビリティ確保、今後の有害化学物質管理及び長期未処理廃棄物対策への教訓として位置付ける。	・環境省「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」資料 ・環境省「高濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「令和 6 年度 各 PCB 処理事業の取組状況」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「処理実績」 ・環境省「JESCO の PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の実施状況」 ・環境省「低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト」 ・環境省「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン」 ・環境省「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」 ・環境省「今後の PCB 廃棄物等の適正な管理及び処理について」 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の閣議決定について」 ・独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）「PCB 廃棄物処理助成業務」 ・ストックホルム条約事務局「Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs)」 ・バーゼル条約事務局「Technical guidelines on the environmentally sound management of wastes consisting of, containing or contaminated with PCBs」
付録（参考資料等）	参考資料・出典整理 9.1 検討会委員名簿、設置（開催）要領等 9.2 PCB 廃棄物処理事業関係年表 9.3 とりまとめ方針等 9.4 国内の一般環境中の PCB 濃度のモニタリング結果等 9.5 諸外国の PCB の無害化処理状況、JESCO による支援実績 9.6 参考文献・参照資料	参考資料・出典整理 9.1-1 検討会委員名簿、設置（開催）要領等の整理 9.2-1 PCB 廃棄物処理事業関係年表の整理 9.3-1 主要なとりまとめ方針等の整理 9.4-1 国内一般環境中 PCB 濃度モニタリング結果の整理 9.5-1 諸外国の制度・政策・処理技術・国別比較の整理 9.5-2 JESCO 事業経験の国際的共有と日本への示唆 9.6-1 第 1 章～第 8 章の参考文献・参照資料の章節別整理	検討会資料、年表、方針資料、環境モニタリング、諸外国比較、参考文献一覧 9.1-1-(1) PCB 廃棄物処理事業評価検討会等の委員名簿・設置（開催）要領 9.1-1-(2) 低濃度 PCB 汚染物対策検討委員会等の委員名簿・設置（開催）要領 9.1-1-(3) PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会等の整理 9.2-1-(1) 制度改正、基本計画変更、処理体制整備、事業終了等の年表 9.3-1-(1) 微量 PCB 混入廃電気機器等の処理方策 9.3-1-(2) 期限内処理の早期達成に向けた追加的方策等 9.4-1-(1) 化学物質環境実態調査等による一般環境モニタリング結果 9.5-1-(1) 国際的枠組み、制度・政策、無害化処理	論述方針：第 9 章は、本文を補足する付録として、検討会資料、年表、とりまとめ方針、国内環境モニタリング、諸外国比較及び参考文献・参照資料を体系的に整理し、本文各章との対応関係を明確にする。 ①検討会委員名簿、設置（開催）要領等について、PCB 廃棄物処理事業評価検討会、低濃度 PCB 汚染物対策検討委員会、微量 PCB 混入廃重電機器専門委員会、PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会等を整理する。 ②PCB 廃棄物処理事業関係年表について、制度改正、基本計画変更、JESCO 処理体制整備、処理期限、事業終了、アフター JESCO 対応等の主要事項を時系列で整理する。 ③とりまとめ方針等について、微量 PCB 混入廃電気機器等の処理方策、今後の PCB 廃棄物の適正処理推進、期限内処理の早期達成に向けた追加的方策、更なる処理推進に	付録・検討会資料・年表・諸外国比較・参考文献一覧に関する基礎資料 ・環境省「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」 ・環境省「PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」 ・環境省「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援に係る検討会」 ・環境省「微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」 ・公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「低濃度 PCB 汚染物対策検討委員会」 ・環境省「PCB 廃棄物処理事業評価検討会」関連資料 ・環境省「微量 PCB 混入廃電気機器等の処理方策について」 ・環境省「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」 ・環境省「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」 ・環境省「PCB 廃棄物の適正処理に向けた更なる処理推進

章	節	項目	細項目	論点・記述内容	参考文献・出典元等
			技術、地域別動向 9.5-1-(2) 米国、カナダ、欧州、オーストラリア、韓国、台湾、中国等の国別比較 9.5-1-(3) 共通課題、日本への示唆及び今後の対応方向 9.5-2-(1) JESCO 処理経験の国際的共有と支援実績の類型整理 9.6-1-(1) 第1章～第8章の本文記述と参考文献・参照資料の対応整理 9.6-1-(2) 出典元 URL の整理、重複確認、表記統一	係る対応方針等を整理する。 ④国内の一般環境中 PCB 濃度のモニタリング結果について、化学物質環境実態調査等の公表資料を整理し、長期的な環境リスク把握及び本文第5章の一般環境モニタリング記述との対応を明確にする。 ⑤諸外国の PCB 管理・無害化処理状況及び JESCO による支援実績について、国際枠組み、制度・政策、無害化処理技術、地域別動向、国別比較、共通課題、日本への示唆を整理する。 ⑥第1章から第8章までの参考文献・参照資料について、章節別に出典元 URL を整理し、資料区分、発行主体、本文対応箇所、重複及び表記の統一を確認できる形で管理する。	に係る課題への対応方針」 ・環境省「化学物質と環境」 ・環境省「化学物質環境実態調査」 ・環境省「ダイオキシン類に係る環境調査結果」 ・ストックホルム条約事務局「Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs)」 ・バーゼル条約事務局「Technical guidelines on the environmentally sound management of wastes consisting of, containing or contaminated with PCBs」 ・国連環境計画（UNEP）「Toward elimination of PCBs」 ・米国環境保護庁（US EPA）「Polychlorinated Biphenyls (PCBs)」 ・カナダ政府「Polychlorinated biphenyls (PCBs)」及び「PCB Regulations」 ・欧州委員会「Persistent organic pollutants」及び EUR-Lex「Regulation (EU) 2019/1021」 ・オーストラリア政府「Polychlorinated Biphenyls Management Plan」 ・韓国環境部及び韓国法令翻訳センター「Persistent Organic Pollutants Control Act」等 ・台湾環境部及び法令資料「毒性及び懸念化学物質管理法」「廃棄物処理法」 ・中国生態環境部「ストックホルム条約国家実施計画」「危険廃棄物管理関連資料」 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）「PCB 廃棄物処理事業」「PCB Waste Treatment」「Progress in PCB waste treatment」 ・第1章～第8章に掲げる章節別参考文献・参照資料及び出典元 URL 一覧